愛西市告示第６４号

愛西市介護予防ケアマネジメント事業実施要綱

（趣旨）

第１条　この告示は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第１１５条の４５第１項第１号ニに規定する第１号介護予防支援事業（以下「介護予防ケアマネジメント事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この告示において使用する用語は、法、介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）及び介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成２７年厚生労働省告示第１９６号）において使用する用語の例による。

（介護予防ケアマネジメント事業の実施）

第３条　介護予防ケアマネジメント事業は、法第１１５条の４６第１項に規定する地域包括支援センターにおいて実施する。

２　前項の地域包括支援センターは、法第１１５条の４７第５項の規定により、介護予防ケアマネジメント事業の一部を法第４６条第１項に規定する指定居宅介護支援事業者（以下「事業者」という。）に委託することができる。

（介護予防ケアマネジメント事業の対象者）

第４条　介護予防ケアマネジメント事業の対象者（以下「事業対象者」という。）は、愛西市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成２８年愛西市告示第２０１号）第５条に定める者とする。

（利用手続）

第５条　介護予防ケアマネジメント事業を利用しようとする事業対象者は、介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

２　前項の規定による提出は、事業対象者に代わって、地域包括支援センタ

ーが行うことができる。

（介護予防ケアマネジメント事業の内容）

第６条　介護予防ケアマネジメント事業は、事業対象者に対し適切なアセスメントを実施することにより、事業対象者の状況に応じた目標を設定し、事業対象者がそれを理解した上で目標の達成に向けて取り組むことができるよう、具体的なサービスの利用等について検討し、必要に応じてケアプランの作成、サービス担当者会議、モニタリング評価等を行うものとする。

２　地域包括支援センターは、介護予防ケアマネジメント事業の提供に当たり、あらかじめ事業対象者のうち介護予防ケアマネジメントを利用する者（以下「利用者」という。）及び家族等に対し、別に定める重要事項説明書により介護予防ケアマネジメント事業の内容等を説明するとともに、介護予防ケアマネジメント事業の利用に係る契約を締結するほか、個人情報の取扱いに関する同意を得ておくものとする。

（介護予防ケアマネジメント事業の類型）

第７条　利用者の状況及び希望するサービスの種類等に応じ、次に掲げる類型により介護予防ケアマネジメント事業を行うものとする。

⑴　ケアマネジメントＡ（法第５８条第１項に規定する指定介護予防支援に相当するケアマネジメントをいう。）

⑵　ケアマネジメントＢ（指定介護予防支援に係る基準よりも緩和した基準によるケアマネジメントをいう。）

⑶　ケアマネジメントＣ（基本的にサービス利用時のみ行うケアマネジメントをいう。）

２　異なる類型の対象となるサービスを併用して利用する場合にあっては、それぞれ若い号数の類型の規定に基づいて介護予防ケアマネジメント事業を行うものとし、指定介護予防支援の対象となるサービスを併用して利用する場合にあっては、指定介護予防支援の規定に基づく給付管理の例によるものとする。

（利用の中止）

第８条　市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、介護予防ケアマネジメント事業の利用を中止させることができる。

⑴　利用者が第４条に規定する要件を欠くに至ったとき。

⑵　その他介護予防ケアマネジメント事業の利用が適当でないと判断されるとき。

（事業費の支払）

第９条　介護予防ケアマネジメント事業を実施した地域包括支援センター及び事業者は、月ごとに事業実績及び第７条第１項各号に規定するサービスの類型に応じて、次に定める単位数にそれぞれ１単位当たりの単価を乗じて算定した額（以下「事業費」という。）を市長に請求することができる。

⑴　ケアマネジメントＡ　事業実績に基づき、月当たり４３０単位。ただし、初回に限り月当たり３００単位を加算する。

⑵　ケアマネジメントＢ　事業実績に基づき、月当たり２１５単位。ただし、初回に限り月当たり３００単位を加算する。

⑶　ケアマネジメントＣ　事業実績に基づき、初回月に限り月当たり１５０単位

２　前項各号に規定する１単位当たりの単価は、１０円に厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成２７年厚生労働省告示第９３号）に定める愛西市の地域区分における介護予防支援の割合を乗じて得た額とする。

３　前項の規定により事業費の額を算定した場合においては、その額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

４　事業費の請求に当たっては、国民健康保険団体連合会を経由して請求するものについては、あらかじめ定められた所定の手続に従って請求し、市長は国民健康保険団体連合会を経由してあらかじめ定められた期日までに支払うものとする。

（返還）

第１０条　市長は、この告示の規定に違反した者又は偽りその他不正の手段により事業費の支給を受けた事業者があるときは、支給した事業費の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（その他）

第１１条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、平成２９年４月１日から施行する。